

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高松市香西土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）今池導水路取付用水路地区）を行うことについて令和7年3月18日認可した。

令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人